

江田島市監査委員公表第5号

令和7年度定期監査（施設）及び行政監査（令和7年7月25日報告）の結果に基づき措置を講じた旨の通知だったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき公表します。

令和7年12月18日

江田島市監査委員 三浦 和英

江田島市監査委員 平川 博之

定期監査（施設）及び行政監査の結果に基づく措置状況

監査結果に基づく措置の通知者	江田島市長 土手 三生	
通知を受けた日	令和7年12月10日（令和7年12月8日付け）	
監査結果に関する報告	定期監査（施設）及び行政監査の結果について（報告） (令和7年7月25日付け江監第11号)	
監査対象	地域産物展示販売施設	
所管課	産業部農林水産課	
監査の結果（指摘事項）	措置の内容	
1 指定管理に関する事務について (所管課)	<p>(内容) 関係書類を受領するとともに、年度協定を締結しました。</p>	
(1) 海辺の新鮮市場の指定管理に関する事務について、令和6年度及び令和7年度の事業計画書、令和6年度の事業報告書を受領しておらず、令和7年度の年度協定も締結していなかった。 現在は書類を受領し年度協定を締結しているが、条例、協定書、仕様書の規定に従い適切に事務処理を行われたい。	<p>(内容) 指定管理者に次の書類の提出及び修正を求め、指摘内容を改善するとともに、事業報告書のとおり事業実施されていることを確認しました。</p> <p><再提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業計画書 イ 収支計画書 ウ 組織図 エ 事業報告書 オ 収支決算書 カ 月次収支表 キ 事業報告（来場者数） ク プライバシーポリシー ケ 安全対策・緊急時連絡網 コ 感染対策指針 サ 防火管理講習終了証 シ 賠償責任保険の写し <p>以上</p>	
(2) 海辺の新鮮市場の指定管理に関する事務について、令和6年度事業報告書では、以下の不備があった。 提出された事業報告書をそのまま受け取るのではなく、内容についても精査し、実績を確實に把握するなど、指定管理に関する事務を適切に行い、施設設置者として、指定管理者を適切に指導監督するよう求める。		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報告書には、地域住民の交流活動の場の提供など、記載すべき内容の一部が記載されていなかった。また、全体的に簡略すぎて、事業の内容が確認できない。 ・ 利用人数については、月ごとの総数と年総計が記載されているのみで、内訳もなく、月報の合計と一致しない。 ・ 報告書に付属する収支決算書には、管理費として光熱水費・修繕料・委託料があるが、内訳もなく全体的に簡略すぎて、事業報告書と合わせても事業の内容が確認できないまま、指定管理料を支払っている。 		
	以上	